

特化条例で規定する支援策

自治体		札幌市	岩見沢市	網走市	富良野市	留萌市	江別市
対象者(※)		①犯罪行為により死亡した者の遺族 ②傷害等による重傷病者(加療1月以上) ③性犯罪(不同意性交等)を受けた者				①犯罪行為により死亡した者の遺族 ②傷害等による重傷病者(加療1月以上)	①犯罪行為により死亡した者の遺族 ②傷害等による重傷病者(加療1月以上) ③性犯罪(不同意性交等)を受けた者
経済的支援	見舞金	○ (経済的負担の軽減)	○ (見舞金の支給)	○ (見舞金の支給)	○ (見舞金の支給)	○ (見舞金の支給)	○ (見舞金の支給)
	貸付金						
住居関係支援	ハウスクリーニング等支援						
	宿泊支援						
	公営住宅優先入居等		○ (居住の安定)	○ (居住の安定)	○ (居住の安定)	○ (居住の安定)	○ (居住の安定)
	転居支援						
	家賃支援						
生活環境支援	配食支援			○ (日常生活の支援) 既存の福祉、介護、就労等の支援を利用			
	家事等支援						
	一時保育支援						
	学習支援						
	修学支援						
	就労準備支援						
医療・心理的ケア関係支援	精神医療支援					○ (心身に受けた影響からの回復支援) 既存の相談支援を利用	
	カウンセリング支援						
法的関係等支援	法律相談支援	○ (相談及び情報の提供等)	○ (相談及び情報の提供等)	○ (相談及び情報の提供等)	○ (相談及び情報の提供等)	○ (相談及び情報の提供等)	○ (相談及び情報の提供等)
	裁判傍聴等支援						
	再提訴支援						
	財産開示手続等支援						
	立替支援						
	報道対応支援						
	真相究明活動支援						

※ ①～③は市内在住者